

大磯町分別収集計画

(第10期)

令和4年

# 目 次

1 計画策定の意義	1
2 基本的方向	1
3 計画期間	1
4 対象品目	1
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	4
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6
13 その他のリサイクル	7

## 1 計画策定の意義

美しい自然と由緒ある歴史、文化に恵まれた大磯を愛し、誇りを持つことにより、さらに住みよいまちづくりをめざし、「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」をまちの将来像としており、この将来像の実現に向け、「自然とくらしとの共生」、「手づくりと創造」の2つの基本理念を掲げ、まちづくりを進めている。

豊かな自然環境を継承し、快適なまちづくりを推進していくためには、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、町民・事業者・行政がそれぞれの立場で役割を認識し履行していくことが重要である。

現在、本町は、平塚市・二宮町と共同で廃棄物の広域処理を行っており、令和3年3月に策定した「湘南西ブロック 第二期 平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画」に基づき、廃棄物処理に関する課題を整理し、共通の方向性を持ってごみ処理を行っている。

本計画はこのような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」（以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物占める割合が多い容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することで、廃棄物の減量や資源の有効利用が図られるとともに、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- 1 町民、事業者、行政が一体となって、環境への負荷に配慮した快適なまちづくり
- 2 ごみの排出抑制、リサイクルを目指した廃棄物循環型の地域社会づくり
- 3 町民及び事業者参加によるごみの減量化・リサイクル運動の積極的な展開
- 4 生ごみ等容器包装廃棄物以外の資源化の促進

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間（令和5年度～令和9年度）とし、令和7年度に見直しを行う。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

単位:t

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	2,277	2,216	2,163	2,107	2,094

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を含めごみ全般の減量化及び再資源化を図るため、以下の方策を実施する。

また、既に実施している生ごみ処理機の補助制度の推進、ペットボトル・白色トレーの回収拠点（町内小売店）やリサイクル協力店の拡大を推進するとともに、生ごみ堆肥化の取組みの拡大、紙ごみ回収ルートの豊富化等に関する研究・検討を行う。

### （1）集団回収への支援

町内会、子供会、老人会等、町内の各種団体が実施する紙・布類等の集団回収に対し交付金を交付し、ごみの減量化と資源の有効利用を推進する。

### （2）おおいそ廃棄物減量化等推進員

町民で組織し、廃棄物の減量及び適切な処理の普及啓発や、廃棄物の分別及び排出指導について、具体的な検討・実践を行う。

### （3）大磯町区長連絡協議会ごみ部会

町民と行政のパイプ役であり町民と直結している区長で組織し、ごみの排出抑制・減量化・再資源化等を図る。

### （4）電動生ごみ処理機購入補助

自宅に庭等のスペースのない家庭、集合住宅等を対象として、電動式生ごみ処理機購入に対する補助を継続し、厨芥類の排出抑制を図る。

### （5）生ごみ処理容器のあっせん

台所からでる生ごみを堆肥化させる非電動の生ごみ処理容器のあっせんを行い、排出抑制を図る。

### （6）広報・啓発活動

町広報によりごみの減量化、分別・資源化の徹底等をPRするとともに、イベントの開催、小中学校や地域団体のごみ処理施設見学会など、町民への幅広い啓発活動に努める。

また、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組みや、大型電動生ごみ処理機による給食残飯の堆肥化の取組みを通じて児童・生徒への環境教育に努める。

### （7）マイバッグの持参の推進と過剰包装の抑制

繰返し使用が可能なマイバッグ等の持参の普及啓発等を積極的に行うとともに、小売店などに対して容器包装の使用抑制や、包装の簡素化に努めるよう協力を求める。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集を行う容器包装廃棄物の種類を下表左欄に示し、また、町民の協力度や収集機材、選別施設等を勘案し、排出及び収集に係る分別の区分を下表中右欄に示す。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	空き缶類
主としてアルミ製の容器	
無色のガラス製容器	
茶色のガラス製容器	ビン 生きビン
その他のガラス製容器	
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	牛乳パック（古紙・古布）
主として段ボール製の容器	段ボール（古紙・古布）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量  
及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の  
量の見込み（法第8条第2項第4号）

単位:t

容器包装廃棄物の種類	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	23t									
主としてアルミ製の容器	47t		46t		46t		46t		46t	
無色のガラス製容器	107t		107t		107t		106t		106t	
	引渡量	独自量								
	107t	0t	107t	0t	107t	0t	106t	0t	106t	0t
茶色のガラス製容器	63t		62t		62t		62t		62t	
	引渡量	独自量								
	63t	0t	62t	0t	62t	0t	62t	0t	62t	0t
その他のガラス製容器	59t		59t		59t		59t		58t	
	引渡量	独自量								
	59t	0t	59t	0t	59t	0t	59t	0t	58t	0t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	7t		6t		6t		6t		6t	
主として段ボール製の容器	360t		358t		357t		356t		354t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	—		—		—		—		—	
	引渡量	独自量								
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
主としてポリエチレンテレフタート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	77t		77t		77t		77t		76t	
	引渡量	独自量								
	77t	0t	77t	0t	77t	0t	77t	0t	76t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	350t		349t		348t		346t		344t	
	引渡量	独自量								
	350t	0t	349t	0t	348t	0t	346t	0t	344t	0t
(うち白色トレー)	0t									
	引渡量	独自量								
	0t	0t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(1) 特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量（見込み）(A)

(A) = 前年度の分別基準適合物等の量×人口変動率

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
30,949人 (対前年度比) 99.68%	30,849人 (対前年度比) 99.68%	30,749人 (対前年度比) 99.68%	30,598人 (対前年度比) 99.51%	30,447人 (対前年度比) 99.51%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

既に分別を行っている容器包装（スチール缶・アルミ缶・ガラスビン・紙パック・段ボール・ペットボトル・容器包装プラスチック）については、現行の収集体制を維持する。

その他の紙製容器包装については、現在、雑誌・チラシ等の中で収集しており、処理も独自ルートで行っているので当面は現行体制を維持する。

また、自治会等の団体が取り組んでいる集団回収についても、当面は金銭補助による現行体制を維持する。

収集・運搬の段階、選別・保管等の実施者について下表に示す。

収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
空き缶類	委託収集 (月2回定期収集)	平塚市 (平塚市リサイクルプラザ)
ビン	委託収集 (月2回定期収集)	平塚市 (平塚市リサイクルプラザ)
生きビン	委託収集 (月2回定期収集)	民 間 (資源化施設)
牛乳パック	委託収集 (週1回定期収集)	大磯町 (リサイクルセンター)
段ボール	委託収集 (月2回定期収集)	大磯町 (リサイクルセンター)
ペットボトル	委託収集 (週1回定期収集)	
容器包装プラスチック	委託収集 (月2回定期収集)	

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	空き缶類	網かご	2tパワーゲート車	平塚市 (平塚市リサイクル プラザ)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ビン 生きビン	専用かご	2tパワーゲート車	平塚市 (平塚市リサイクル プラザ)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	牛乳パック	縛る	2tダンプ車等	民間 (資源化施設)
段ボール	段ボール	縛る	2tパッカ一車等	
ペットボトル	ペットボトル	袋	2tパッカ一車等	大磯町 (リサイクルセンタ ー)
その他のプラスチック製 容器包装	容器包装 プラスチック	袋	2tパッカ一車等	

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（法第8条第2項第7号）

町民や事業者等の意見や要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、おおいそ廃棄物減量化等推進員制度を最大限に活用し、推進体制を整備する。

自治会や子供会などが実施する集団回収を促進するため、引き続き、交付金制度を継続する。

また、毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認・記録し、3年後の計画改訂時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。

### 13 その他のリサイクル

その他の紙製容器包装については、雑誌・チラシ等の中で収集しているため、分別基準適合物としては取り扱わず、独自によりリサイクルを実施している。

雑誌・チラシ等の排出量及びその他の紙製容器包装の量を下表に示す。

単位:t

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
排出量	466	465	464	462	460
再商品化量	466	465	464	462	460
再商品化量に含まれるその他の紙製容器包装	50	50	50	49	49